

福岡県公報

平成二十九年四月四日
第三千八百八十一号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則
（教育庁総務課）……………一

再掲

福岡県教育委員会公告式規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第十号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県知事の補助職員に対する福岡県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則
（趣旨）

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の七の規定に基づき、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員に委任させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（委任）

第二条 教育委員会は、次の表の上欄に掲げる者に、新しく設置する県立美術館（以下「新県立美術館」という。）の事務のうち、同表下欄に掲げる事務を委任する。

受任者

人づくり・県民生活部長

委任事項

新県立美術館の設置に関する事

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)